28. 青少年育成事業

日本の医師不足、偏在は著明であり、それを是正する方策が官民を挙げて進められている。偏差値の高い子どもは、すべて医学部進学を目指すという。

昔は医学部には多くの地方の高校出身者がいた。現在は殆どが学力の高い都市の生徒で占められている。医師不足でもがいている地方は自らの手で医師を育て上げることが必要である。約10年前から地元医師は地元からのキャッチフレーズで地元小、中学生に医療に関する授業および実習、そして市町民に講演会の３つをセットに事業を進めている。

29. 北海道医療・福祉関係職能団体等意見交換会

医療関連職種は40種に及ぶ。年２回一堂に会し、意見交換し、互いに協力するというものである。

30. 地域医療に関わる地域別意見交換会

地域で抱える医療問題を話し合い、解決を図る。可能な限り副知事が臨席。

31. 航空機による救急医療対応－回転翼機、固定翼機

ドクターヘリの活用は順調。加えて、平成29年度より固定翼機の運用開始。

32. 認知症サポート医

超高齢社会では認知症が問題。交通事故、徘徊など多くの問題を引きおこす。サポート医の養成が急がれている。

33. がん対策－国民の２分の１はがんに罹患、３分の１はがんで死亡。

予防が大切－禁煙、がん検診

34. 法人－昭和23年 医療法制定。昭和25年 医療法人制度創設。昭和60年　第一次改正。一人医師医療法人。必要病床数。

医 の 倫 理 綱 領

日本医師会

医学および医療は、病める人の治療はもとより、
人びとの健康の維持もしくは増進を図るもので、
医師は責任の重大性を認識し、
人類愛を基にすべての人に奉仕するものである。

1. 医師は生涯学習の精神を保ち、つねに医学の知識と技術の習得に努めるとともに、その進歩・発展に尽くす。
2. 医師はこの職業の尊厳と責任を自覚し、教養を深め、人格を高めるように心掛ける。
3. 医師は医療を受ける人びとの人格を尊重し、やさしい心で接するとともに、医療内容についてよく説明し、信頼を得るように努める。
4. 医師は互いに尊敬し、医療関係者と協力して医療に尽くす。
5. 医師は医療の公共性を重んじ、医療を通じて社会の発展に尽くすとともに、法規範の遵守および法秩序の形成に努める。
6. 医師は医業にあたって営利を目的としない。